

「介護サービス情報の公表」指定調査機関 及び指定情報公表センター募集要項

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

1 趣旨

介護保険法において、介護サービス事業者が自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら、主体的に事業所を選択できるよう、介護サービス情報の公表を義務づける規定がされている。

介護サービス事業者は、毎年1回、知事に対して、介護サービス情報を報告する。知事は、事業所や法人の概要等の「基本情報」及びサービス提供に係る記録類の有無、従業者に対するマニュアルの有無等の「運営情報」について、事業所を訪問して事実かどうかの調査を行ったのちに、ウェブサイト等で一般に公表する。

神奈川県では、これら業務を外部の法人を指定して行わせることとし、県に代わって調査事務を実施する「調査機関」並びに情報の公表に係る事務及び全体調整業務を行う「情報公表センター」を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 留意事項

県は、指定期間中に制度改正等があった場合には、業務の見直し等を行う場合があり、これにより調査機関及び公表センターの損害又は追加費用が生じた場合であっても、県は、その一切を補償しないものとする。

3 制度の概要

(1) 神奈川県における事業の実施体制

「介護サービス情報の公表」の実施に当たり、神奈川県では、「指定調査機関」及び「指定情報公表センター」を指定し、「指定調査機関」が調査に関する業務を、「指定情報公表センター」が情報の公表に関する業務をそれぞれ行うこととしている。

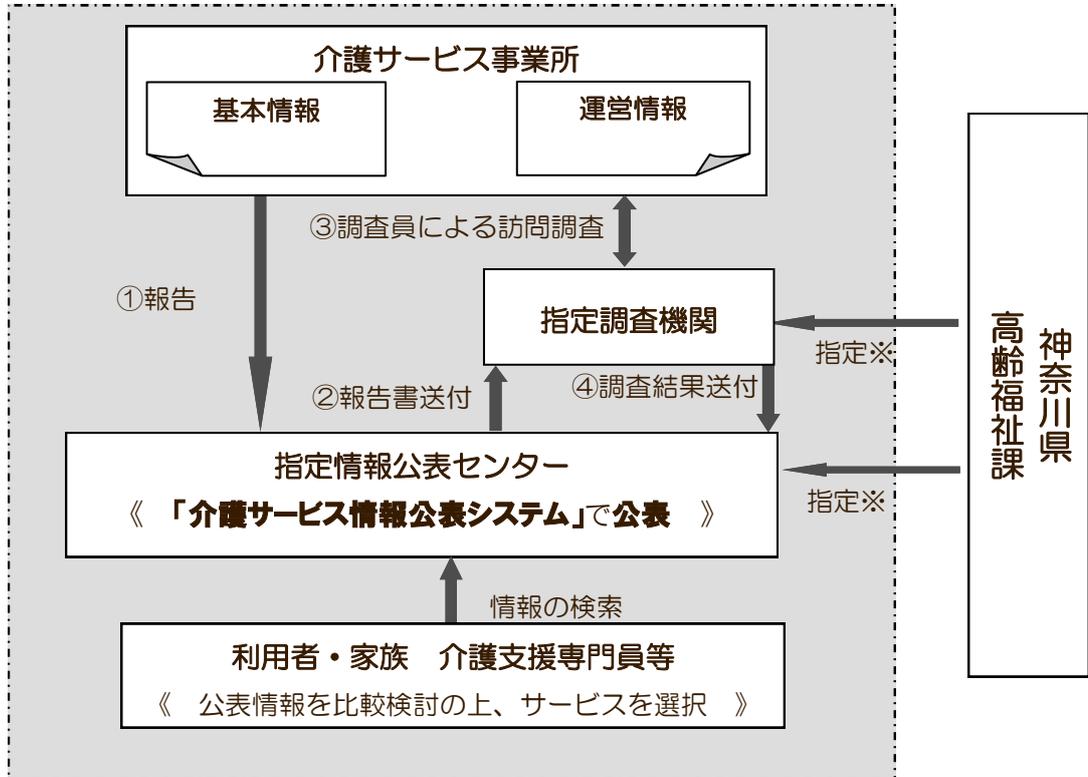
(2) 調査及び公表の内容

一般に公表する介護サービス情報について、「基本情報項目」及び「運営情報項目」は、調査員が行う訪問調査により事実確認をした上で公表する。例えば「事業所で全職員に対し倫理及び法令遵守に関する研修を行っている」の項目について、事業所から「行っている」という報告があった場合、調査員が介護サービス事業者からその根拠となる資料（研修の資料、研修参加者名簿等）の提示を受けて、それらを確認する。指定調査機関は、調査員の調査結果の報告を受けて、内容を精査した上で、調査結果を指定情

報公表センターに送付する。

指定情報公表センターは、各指定調査機関から送付される、調査員が根拠資料に基づき事実確認を行った結果を集約し、ウェブサイト等を使用し一般に広く公表する。

(3) 介護サービス情報の公表制度の仕組み



図中の①～④は、事務の流れ（順序）を示す。

※は今回募集の案件

(4) 業務内容

別添、『「介護サービス情報の公表」指定調査機関及び指定情報公表センター業務仕様書』を参照すること。

(5) 対象サービス

次に示すサービスを対象とする。

令和6年度公表対象のサービス

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、療養通所介護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
- ⑱ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）

4 指定調査機関の募集要件

- (1) 募集予定法人数 3 法人程度
- (2) 指定予定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 調査予定件数（1機関あたり） 約490件／年（参考：令和5年度）
- (4) 次の要件を満たすこと【募集要件】
 - ア 法人格を有すること。

- イ 当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。
- ウ 指定調査機関の指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、調査対象サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。
- エ 上記により難しい場合は、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織すること。
- オ 調査事務に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。
- カ 調査事務に関して知り得た事業者の秘密について、退職後も含め調査事務に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨を規定した運営規程を整備していること。
- キ 神奈川県実施の養成研修受講済みの調査員を一定数以上直接雇用すること。
- ク 指定期間を通じて、「介護サービス情報調査事業委託仕様書」に従い、確実に調査が実施できること。
- ケ 神奈川県所管域（指定都市を除く）の調査が可能であること。
- コ 神奈川県内に調査に係る事務所を設置し、年末年始を除く平日の日中においては一日以内に連絡が取れる体制をとること。
- サ 上記に規定する調査に係る事務所は、経理事務を含む調査事務の執行状況が確認できる事務所であること。

(5) 法人又はその役員が次の者に該当しないこと【欠格事項】

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により刑に処され、その執行を受け又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
- イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者。
- ウ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- オ 書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者。
- カ 会社更生法（平成14年法第154号）による更生手続又は民事再生法（平

成 11 年法第 225 号) による再生手続を開始した者。

キ 最近 1 年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 75 号）第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等。

ケ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(6) 指定調査機関に応募があった場合、以下の要件を勘案し選考を行う【選考項目】

ア 介護保険制度に関する知識

イ 中立性・公平性

ウ 事業の運営方針

エ 人員体制

オ 財務状況

5 指定情報公表センターの募集要件

(1) 募集予定法人数 1 法人

(2) 指定年数 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 公表予定件数 約 4,200 件／年（参考：令和 5 年度）

(4) 次の要件を満たすこと【募集要件】

ア 法人格を有すること。

イ 介護サービス情報の公表制度に係る公表事務及び調査事務の双方に関する経験、又は知識を有すること。

ウ 介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。

エ 情報公表事務の利害関係者以外で、情報公表事務に関する知識を有し、公正、中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織していること。

オ 調査事務に係る経理は、他の事業の経理と区分して行っていること。

カ 公表事務に関して知り得た事業者の秘密について、退職後も含め公表に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨を規定した運営規程を整備していること。

キ 指定期間を通じて、「介護サービス情報公表事業委託仕様書」に従い、確実に公表が実施できること。

ク 神奈川県内に公表に係る事務所を設置し、年末年始を除く平日の日中においては一日以内に連絡が取れる体制をとっていること。

ケ 上記の公表に係る事務所は、経理事務を含む公表事務の執行状況が確認できる事務所であること。

(5) 法人又はその役員が次の者に該当しないこと【欠格事項】

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により刑に処され、その執行を受け又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ウ 書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者。
- エ 会社更生法（平成14年法第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法第225号）による再生手続を開始した者。
- オ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年条例第75号）第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等。
- キ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(6) 指定情報公表センター募集数を超えて応募があった場合、以下の要件を勘案し選考を行う【選考項目】

- ア 介護保険制度に関する知識
- イ 申請者の実績
- ウ 事業の運営方針
- エ 人員体制
- オ 財務状況

6 募集期間及び応募方法等

(1) 応募期間

令和6年2月15日（木）から令和6年2月27日（火）必着

(2) 提出書類

提出書類の種類及び部数は「7 提出書類」のとおり

(3) 応募方法

提出書類一式（資料を含む）を（4）へ、郵送又は持参すること。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分（午後0時から午

後1時を除く) までとする。

(4) 応募書類の提出先

郵送の場合：〒231-8588 横浜市中区日本大通1
高齢福祉課在宅サービスグループ
電話：045-210-4840
ファクシミリ：045-210-8874

(5) 質問の受付及び回答

質問は、任意の様式に記載し、ファクシミリ又は電子メールにより下記あて先に送信の上、電話で質問の到着確認を必ず行うこと。

あて先：高齢福祉課在宅サービスグループ

ファクシミリ：045-210-8874

電子メール：kaigoshiou@pref.kanagawa.lg.jp

質問の提出期限：令和6年2月15日(木)から令和6年2月20日(火)
午後5時まで

回答方法：令和6年2月22日(木)を目途に神奈川県ホームページ高齢福祉課所属ページ上で回答する。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年3月上旬頃(予定)に応募者全員に通知する。

7 提出書類

(1) 指定調査機関

○指定調査機関 指定申請書(様式1-1)

(添付書類)

ア 法人概要(様式1-2)

イ 法人の定款、寄付行為等の写し及びその登記事項証明書(原本)又は
条例等の写し

ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し

エ 令和5年度及び令和6年度の事業計画書及び収支予算書の写し

オ 法人の役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じた構成員(社員)の氏
名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の
構成割合を記載した書類

カ 業務責任者経歴書(様式1-3)

キ 業務実績及び調査事務の実施に関する計画書(様式1-4)

ク 誓約書(様式1-5)

(2) 指定情報公表センター

○指定情報公表センター 指定申請書（様式2-1）

（添付書類）

- ア 法人概要（様式2-2）
- イ 法人の定款、寄付行為等の写し及びその登記事項証明書（原本）又は
条例等の写し
- ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し
- エ 令和5年度及び令和6年度の事業計画書及び収支予算書の写し
- オ 法人の役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じた構成員（社員）の氏
名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の
構成割合を記載した書類
- カ 情報公表事務の実施に関する計画書（様式2-3）
- キ 誓約書（様式2-4）

※ なお、指定調査機関と指定情報公表センター両方の選定申請書を提出
する法人は、指定情報公表センター選定申請書添付書類のうち、ア、イ、
ウ、エ、オの書類の提出を省略することができる。

8 注意事項

- (1) 調査機関は調査に関する事務を一括して第三者に委託し、又は請け負わ
せることはできない。
- (2) 単独で応募した法人は、他の応募法人から事務の一部について受託し、
又は請け負うことはできない。
- (3) 事務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせる場合、当該第三
者が他の法人から同時に、事務の一部について受託し、又は請け負うこと
はできない。
- (4) 応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 選定の結果、選定法人となった場合であっても、その後、指定までの間
に虚偽の申請が発覚し、又は指定の条件を満たさないこととなった時には、
指定をしない。